

# 中川事務所新聞

第123号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【請求書の税率変更の対応はお済ですか？】

ついに消費税がアップしました。自社の請求書をパソコンソフトで発行している場合、今月×分からの税率変更が必要です。ソフトによっては設定画面から変更できるものもあれば、税率変更に対応していないものもあります。変更ができなければソフトを買い替えなければならず、そうすると新しいソフトへのデータ移行や操作の慣れなどに時間がかかります。

締日までそれほど時間が残されていないので、まだの方は大至急対応しましょう。



### 【従業員の免許・資格の再確認を】

免許といえば車の運転免許が代表的なものですが、業種によって必要とされる免許・資格は様々です。無資格・無免許は論外ですが、事故等いざという時にこれらの関係機関への提出は必要不可欠です。会社としては、原本を確認したうえでコピーを取り、有効期限等の管理を万全に行いましょう。

ちなみに、建設関係では重機の操作について資格がないままさせていると、会社に対して6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。保険金の請求にも支障が出るので、十分注意しましょう。

### 【補助金・助成金の活用】

新年度になると国の新たな支援策が一斉に開始されます。そ

の中には返済不要の補助金・助成金も多数あります。補助金獲得のために事業のやり方を変えるのは本末転倒ですが、そのものずばりのものがあれば活用してみるのもいいかもしれません。どんなものがあるかは中小企業庁のホームページをご覧ください。

### 【4月の事務予定】

- ・4月決算法人期末実地棚卸
- ・1月決算建設業決算変更届
- ・2月決算法人確定申告&納税
- ・入社式、入学式、新人研修
- ・花見



## 知ってお得！？法律雑学

Q. 田舎の母が宅配便で野菜と一緒に手紙を送ってくれました。これが違法になるというのは本当ですか？

A. 本当です。郵便法には信書を送達できるのは日本郵便だけと定められています。信書とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書」

と定められています。お母様からの手紙に「体に気を付けてね」などと書かれていたとすると、信書（子供に母の意思を表示した文書）に該当する可能性が高くなります。

これに違反すると、「事業の独占を乱す罪」として送り主にも運送業者にも3年以下の懲役または300万円以下の

罰金が科されます。宅配会社のメール便で請求書を送れないのは、こういった縛りがあるからですが、なんか変な話ですね。



# 経営談義

## 【返済猶予から事業整理へ】

中小企業金融円滑化法が25年3月で廃止され、返済猶予の後ろ盾が無くなったのですが、それ以降も返済猶予は支障なく続いています。ところが、この度の国の方針でダラダラと返済猶予を続けている会社を整理する方向性が示されました。延命から絶命への転換です。

この背景には、先月お知らせした保証人の保証範囲を限定する制度や、一度失敗した人の再起を支援する制度が徐々に整ってきたことがあります。



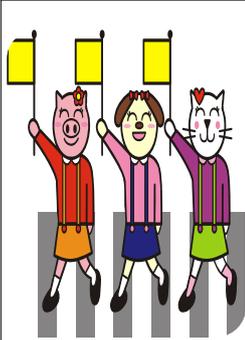
これにより、過剰債務という重荷を降ろして再出発することを支援するという事です。こういった方針が国から示されると、金融庁が監督指針を変更し、それを受けて金融機関が動き出すという流れです。

ここで気を付けなければならないのは、すべての会社が支援対象になるわけではないということです。再起したところでまた赤字になれば社会的損失が増えるだけなので支援する意味はありません。その判断の分かれ目は（営業）キャッシュフローや資金繰り上の経常収支がプラスであることです。

プラスの会社は選択肢が増えるということで、うまく波に乗ればこれまでの苦しみか

ら解放されるでしょう。しかし、マイナスの会社にとっては、返済猶予を受けにくくなり、事業の整理を促されるとい大変厳しい状況におかれます。

これまで返済猶予のもとで安穩と事業を続けてきた会社もいよいよ待たなすです。会社は黒字でなければならぬという基本状態にいち早く持っていくため、経費削減等に粉骨砕身で取り組みましょう。



桜の季節になりました。ここ数年の私のお気に入りスポットは、姫路城北側の野里小学校前遊歩道です。人通りが少ないので、桜のトンネルを独り占めできます。

先月末のテレビ画面はまさに消費税狂想曲でした。高額品ならいざ知らず、日用品の買いだめについては、百万円当たり三百円の節約になるにすぎず、そのために大渋滞でガソリンを無駄遣いしたり、保管コストをかけたいたりしたら元も子もないと思うのですが、世間ではそれも一つのレジャーになっているのでしょうか。

あじわ

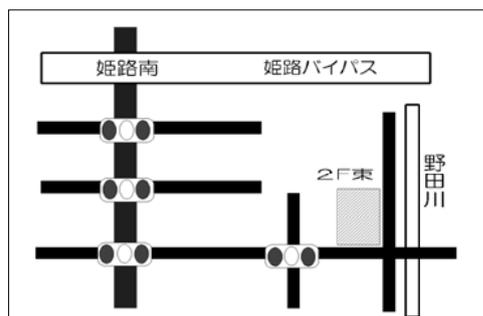
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp